

独占禁止懇話会第 173 回会合議事録

1 日時 平成 18 年 3 月 27 日（月）10：00～12：00

2 場所 公正取引委員会 大会議室

3 出席者

【会員】後藤会長，石井会員，井手会員，大戸会員，小倉会員，榎野会員，北村会員，古城会員，佐野会員，高橋会員，平田会員，フクシマ会員，舟田会員，三村会員，村上会員，森本会員，山崎会員

【公正取引委員会】竹島委員長，柴田委員，三谷委員，山田委員，濱崎委員

【公正取引委員会事務局】上杉事務総長，鶴瀬首席審判官，和泉澤総括審議官，中島官房審議官（国際担当），小島官房審議官（経済取引担当），伊東経済取引局長，舟橋取引部長，松山審査局長

4 議題

（1）特殊指定の見直しについて

（2）最近の市場実態調査報告書

- ・医療機器の流通実態に関する調査報告書
- ・荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書

（3）入札談合等関与行為防止法の見直し状況について

5 議事

後藤会長 それでは 時間となりましたので 独占禁止懇話会を開催させていただきます。

本日は，お手元の議事次第に 3 つ大きな議題があります。第 1 番目は，特殊指定の見直しについて。第 2 番目は，医療機器の流通実態等の最近行った市場実態調査報告書に関する議論であります。第 3 番目は，入札談合等関与行為防止法の見直し状況について。この 3 点につきまして，それぞれ公正取引委員会から御説明をいただきまして，皆様の御意見をお伺いしたいと思っております。

早速ですが，第 1 番目の議題から入らせていただきます。特殊指定の見直しについてであります。公正取引委員会では，昨年 11 月以来，既存の特殊指定のうち，ごく最近制定されたものを除く 5 つの特殊指定について見直しを順番に進めてきているところです。これらの見直しの状況について，舟橋取引部長から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

舟橋取引部長 おはようございます。取引部長の舟橋でございます。今，お話がございました特殊指定の見直しは，昨年 11 月から始めているものでございます。特殊指定とはどういったものか，見直しの現況，特に最近，新聞の特殊指定が中心にな

っておりますけれども、これについて御説明させていただきたいと思えます。資料は、独禁懇 173 - 1 でございます。

まず、1 ページをお開きいただきたいと思えます。独占禁止法の禁止している行為の1つとして 不公正な取引方法がございませう。不公正な取引方法の定義は、独禁法第2条第9項にございませうが、この枠の中にございませうように、この6つのどれかに該当する行為ということで、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が告示でもってこれを指定するという形で定義が行われるということにございませう。

現在、大きく分けまして2つにございませう。1つは、全業種に該当するというところで、我々は「一般指定」と呼んでおりますけれども、ここにございませう16の行為類型が一般指定です。もう1つは、名前が適当かどうかということはありませんが、「特殊指定」と呼びならわされているものがございませう。昨年11月の見直しのスタート時点のものでございませうけれども、7つの特定の事業分野ないしは行為に該当するという意味で、本来的には特定指定と言ったほうが適当かもしれませんが、昔から特殊指定と呼んでおります。

この7つの特殊指定がどのような状況にあるかというのが、2ページにございませう。3番に「食品かん詰……」云々とございませうが、これはパブリックコメントを経てこの2月1日に廃止をしております。黄色で塗っております1番、2番、4番は、現在パブリックコメントに付しているものでございませう。5番の新聞業は現在検討中です。6番と7番につきましては、それぞれ平成16年、17年と、ここ1~2年の比較的新しいものでございませうので見直しの対象外ということで、この5つが対象になり、1つは廃止、3つはパブリックコメント中、1つは最終的な検討中ということにございませう。

意見募集中の特殊指定は3つにございませうが、次の3~4ページで我々の考え方を整理しております。まず最初に教科書業は、昭和31年、今からちょうど50年前、半世紀前に制定されたものでございませう。その後、一切変更は加えられておりませう。内容としましては、昭和20年代に教科書が国定から検定に変わります。売り込みが非常に激しくて、金品を学校の先生に贈るといったことが横行したことを背景に、教科書の出版会社、発行業者による校長先生や教育委員会の人など選定関係者に対して利益供与の禁止、もう1つが誹謗・中傷の禁止、二本立てになっております。これについては、3月16日に廃止ということでパブリックコメントを求めているところでございませう。

廃止の理由としましては、先ほど申し上げましたとおり、半世紀がたっております。この間に、具体的には昭和38年に教科書が無償化になっております。その辺りから、採択方法が非常にオープンで透明化されてきているということで、採択手法の整備、これが1つ。もう1つは、金品の提供ということがあるわけで

すけれども、近年、公務員倫理に対してより一層規制が厳しくなっている。そういうことを踏まえまして、ほかの分野に比べまして、教科書の販売という分野に特殊指定を設けて特別に規制する必要はないであろうという考えで、廃止ということです。

2つ目が海運業でございます。これも古うございまして、昭和20年代から複雑な背景があって、最終的に昭和34年に現在の指定になっております。海運同盟（Ocean Shipping Conference）は、海運の運賃の協定をやっている。これは適用除外カルテルですが、その裏返しとして、アウトサイダーなり荷主に対して差別的な取扱いを禁止しています。大雑把に申し上げますと、そういう内容のものでございます。これにつきましても、3月1日に廃止ということで、コメントを求めています。

その理由としましては、規制の対象になっております差別的な行為、差別価格といったものについては、海運同盟に入っていない会社、アウトサイダーのシェアが非常に高まっております。海運同盟が今までやっておりましたタリフの適用が、そのとおり適用になるのは皆無に等しい状況で、海運同盟の力も衰えてきている。それに比例なり反比例して、差別的な不当な行為もほとんど行われていない。そういうことを背景に廃止ということなんです。

3つ目は、最後でございますけれども、オープン懸賞告示でございます。これは取引に付随しない、買っても買わなくても応募できるという意味でオープンな懸賞ですが、現在、その上限が1000万円となっております。これにつきましても廃止ということで、意見募集いたしております。

廃止の理由としまして、ちょうど10年前でございますが、平成8年に、当時100万円であったものを一挙に10倍に引き上げて1000万円といたしております。その際にも申し上げてはいたしましたが、商品選択との関連が希薄になってきているということ、それから、その後10年を経過して、上限1000万円に近い事例もほとんど見られていないと、諸外国でも行われていないと、こういうことで、廃止のパブリックコメントをいたしているところでございます。

続きまして、見直しの最後は、5～6ページの新聞の特殊指定の見直しでございます。まず、新聞の特殊指定とはどういうものかということでございますが、最初のところでございますように、3項から成っております。第1項は、新聞発行本社の禁止行為でございます。地域なり相手方によって異なる定価や値引きをすることを禁止いたしております。ただ、学校教育や大量一括購入につきましては、合理的な理由がある場合ということで、例外ということで許容されております。実際の運用としまして、学校教育とバルク（大量一括購入）、この2つのみという運用がなされております。

第2項は、その次の販売店レベルの禁止行為でございます。これについても、

地域または相手方による値引き行為を禁止しております。

第3項は、第1及び第2項とは違うものでして、発行本社が販売店へ押し紙ということで、注文部数を超えて供給することなどを禁止しております。

第1項から第3項についての我々の考え方を、次の「検討の視点」でまとめております。まず第1項につきまして、地域又は相手方で価格に差を設けることを禁止しているわけでございます。まさに地域や相手方によって多様な価格設定をすることは、一般的に競争促進的であると、原則自由だと、こういった差別対価を禁止するというのは、公正な競争を阻害するおそれのある例外的な場合、原則自由で例外禁止となるべきものであると。

そういう基本的な考え方からしますと、新聞特殊指定はこれがひっくり返っている。原則禁止、例外許容ということになっており、こういったことを新聞業において定めることが、独禁法第2条第9項の規定から考えますと、きちんと要件に合致しているという説明はできないのではないかとということでございます。

現実的にも、学校教育やバルクということで例外があるわけですが、よく言われますように長期の購読者に対する割引も「ただし書」には当たりませんから、例外にならない。また一括1年払うと1か月分安くなるといった、1か月前払いについても例外にはなっていないということでございます。

(1)の「なお書」に書いてございますけれども、現実問題としてどうかということでございます。まさに再販制度は、新聞業界については認められるということで、販売地域内でユニバーサルの価格を設定するということでございますので、少なくとも不当な価格差が発行本社自らの手で設けられることは、そもそも存在もしないのではないかとということでございます。これは現実論の話であります。

次に、第2項の販売店による値引きにつきましても、今申し上げました発行本社に関するロジックと同じでございます。まさに、値引き行為は原則自由、例外禁止となるべきものです。新聞特殊指定では、そういった値引き行為を全面的に禁止する規定ぶりになっております。これも、第2条9項に定める要件に合致するという説明はできないのではないかとという基本的なスタンスでございます。

現実問題として、新聞業界では、1か月無料で入れさせてもらう無代紙などがいろいろ行われているという指摘があります。販売店が定価販売していない場合に、取引を停止するなどの手段を講じることは独占禁止法違反にならないというのが再販制度の本旨ですので、もし発行本社が販売店による値引きを問題とするのであれば、まさに許容されている再販制度の運用という形で対応すべき問題ではないでしょうかということでございます。これが現実問題として、基本的な理屈は先ほど申し上げたことでございます。

最後に第3項につきましては、第1項第2項は差別対価の問題ですけれども、

これは優越的地位濫用の新聞業界版でございます。新聞発行本社が販売店に対して優越した地位を有しているというのは、だれが見ても明らかです。もう1つ、濫用かどうかということも、押し紙というのは、注文しない部数をまさに押し売りの的に押しつけるわけですので、これも明らかに販売店に不当な不利益を与えるということでございます。まさに一般指定14項で対応ができるもので、あえて特殊指定を設けておく必要性はないのではないかと考えております。

最後に、3番で、再販制度・戸別配達との関係ということで整理をいたしております。この問題を扱うに際して、新聞業界からよく言われることとして、特殊指定を廃止すると、販売店間で割引、値引き競争、乱売合戦が起こる。それによって、今度は再販制度が骨抜きになる。再販制度が骨抜きになると戸別配達網が崩壊する。戸別配達網は日本が世界に冠たるものだと、それが崩壊していいのか。こういう論理立てで、御議論があるわけでございます。

これにつきましては、まず最初に書いてございますけれども、再販と特殊指定とは全く別の制度で、再販はもともと独禁法で禁止されているものです。それが新聞業界においては例外的に許容されている。そういう禁止の例外であるものに対して特殊指定は、一般指定を更に厳しく適用しているものでございます。車の両輪というふうに議論されることもございますが、禁止の解除と、禁止を更に厳しくする、これが同じ車軸でつながるといふ論議をされること自体、おかしいのではないかとございまして。特に再販制度については、今から5年前でございまして、当面存置という結論を我々としても公表してございまして、今回はこれをいじるつもりはないとございまして。

再販制度がある中で、先ほど申し上げたような新聞業界のロジックは、特殊指定の廃止が再販制度を骨抜きにし、戸別配達網を崩壊させるとおっしゃるわけですが、その論拠は全くないのではないかとございまして。先ほど第1項、第2項で申し上げましたとおり、定価販売を徹底するということであれば、今許されている再販制度の中で発行本社自らが対応すべきであります。できる、できないにつきましては、発行本社と販売店の力関係は明らかであり、値引き販売が常態化するとは思えない。仮に起きて、不当廉売に該当する場合を除いて、公正な競争を阻害するものとは到底言えない、当委員会に対応できる根拠はないとございまして。

最後の「なお書」で書いてございまして、戸別配達という制度が維持されている。これは、どういう背景かということでございます。まず1つは、新聞は買いだめがきくものではない、居ながらにして情報に接するということでございますので、まさにそれを求めている国民に非常に強いニーズがあるということが1つです。経済合理性からいきまして、販売店としても月々確実な販売が見込める、チラシも入れることができる、配送単価もコスト的に抑えることができるという、

販売政策上からしてもコスト的に合理性があるということで、長期にわたって行われている。

新聞の歴史が130年と言われてはいますが、戸別配達も80年から90年ぐらいたと思います。そのうち最近の50年間で特殊指定があるということから考えても、特殊指定の存在と戸別配達の理屈立てはできないのではないかと。

国際的に見ても、例えばアメリカであれば再販がありませんし、特殊指定もない。そのアメリカで戸別配達率は71.4%、逆に再販はあるけれども特殊指定がないドイツでは、戸別配達率が64.8%ということですから、そういった面からいっても、特殊指定と戸別配達の論理関係は、業界がおっしゃるようなものではないのではないかと考えています。

最後に、15ページに、新聞の特殊指定の変遷をまとめております。歴史も御承知いただけたらと思いますので、御紹介させていただきたいと思います。昭和30年の暮れに、一番最初のオリジナルのものが制定されております。この背景としては、当時、非常に乱売合戦、特に近畿地区において、懸賞ですけれども、当時のお金で2億円に相当する景品がばらまかれ、緊急停止命令等々も行っております。そういったことを背景に、昭和30年に第1、2、3、4項というものがつくられ、このうち3項と4項が現行のものにつながっているわけです。その後、昭和39年になり、景品表示法がその2年前にできておりますので、景表法の規制で十分ということで、オリジナルの第1項と第2項は削除になっております。そして第3項と第4項が、そのまま昭和39年の改正で残ったということです。

その後、平成11年になりまして、先ほど御説明いたしましたけれども、第1項の発行本社に学校教育とバルクについて例外を設けるというマイナーな改正だったわけですが、それを入れるということでオリジナルの第3項、第4項のうち第3項が2つに分かれて第1項、第2項となり、現在の3項から成る構成になったわけです。新聞販売に関する特殊指定は、以上のような変遷を経て現在に至っているということでございます。

その次の資料は新聞協会側のスタート時点での反対声明と、つい最近の特別決議で、私が先ほど申し上げましたように、再販制度を骨抜きにして戸別配達が崩壊するといった議論等が行われております。特殊指定の見直しの現状は、以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。それでは、特殊指定の見直しについてただいま御説明いただきましたけれども、御意見、御質問をお伺いしたいと思います。

北村会員 どうしても半分は業界関係者という立場で物を言わざるを得ないのですが、今、新聞の特殊指定を見直すという理由がよく分からない。特殊指定はこれまでずっと続けてきたわけですが、それによってどういう弊害があるのか。これを見直すことによって、どのような効果を期待しているのか。そのあたりがよく

分からないのですが、教えていただければと思います。

舟橋取引部長 スタートした時点は昨年 11 月でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ここ 1~2 年で新しいものができた。片や 50 年前からそのまま残っているものがあって、これはきちんとゼロベースで見直しをしようというのが発端であったわけでございます。

弊害という議論もありますけれども、先ほど申し上げましたように、5 本それぞれ事情が少しずつ違うところがございますが、新聞につきましては、特に第 1 項、第 2 項を維持する法的な根拠付けができないのではないかとということです。弊害云々の前に、法理論的に維持できないのではないかとということが、最大のものであります。

北村会員 そうすると、公取委はこれまで違法行為をしてきたということですか。

舟橋取引部長 新聞のプロジェクトチームの方々とは 3 回ぐらい議論して、その点もよくおっしゃられます。先ほど御紹介しましたけれども、昭和 30 年に最初に作って、昭和 39 年に変え、平成 11 年にも変えた。そして、今回です。そういった折々、節々で第 2 条第 9 項に基づいてなかった違法行為をしていたのではないかとおっしゃられるわけですが、当時としては、当然、第 2 条第 9 項に合致していると判断しただろうということは、当然そうだろうと思います。

ただし、それを今この時点で振り返ってみると、昭和 30 年のときの例の 2 億円事件に対応して、徹底的に価格競争の余地をつぶしてしまったわけですが、これは非常に緊急措置的な対応だったわけです。今から思えば、30 年のときはそれが収まった時点で、特殊指定を解除しておくべきだったという議論もあろうかと思えます。昭和 39 年、平成 11 年でも、部分的な景表法対応やマイナーな例外規定を入れるという対応だけで済ませるべきではなかったという議論、現在でもそれはできると思っております。

それをしてなかったから、今回もしなくていいという議論にはつながらないだろうと思います。それがあある意味で過ちであったとすれば、「過ちを改むるに如くはなし」といにしえの人も言っているわけで、過ちて改めざるを過ちというふうには私どもは思っております。

平田会員 私も業界関係者ではありますが、昭和 30 年のときは緊急的な対応であって、その後収まったら、それは過ちであるから改むるに如くはなしということですが、平成 11 年に見直しをして、そのときも一部、第 1 項について例外規定を入れたわけですが、全体としては基本的に存置したわけですね。ということは、昭和 30 年から勘定して 40 年以上経過しても、なお存置したと。それからほぼ 6 年強で、今、なぜ見直しということになるのか。もし法的に問題があるならば、40 数年もたたないうちに、平成 11 年以前に見直してもよかったのではないかとということを感じます。

竹島委員長 この段階で私が発言するのは異例ですが、この作業は古い 50 年の歴史のある特殊指定が 5 本あると。これをゼロベースで見直してくれと言い出したのは私なものですから、今の御発言に対して申し上げます。

50 年前は、法律的に第 2 条第 9 項で読めるかどうか、こういう内容のものを独禁法の特殊指定として定めることが、法的に本当になじむことかどうかについて議論された形跡がない。それ以降も、確かに平田会員のおっしゃるように 2 回ばかりあるけれども、どれもこれも特殊指定があるという前提で、いわば私に言わせるとマインドコントロールにかかったがごとく、その議論をしてきている。前回の平成 11 年の改正のときも、そもそもこれは法的根拠があるのかという議論はだれもしていないようである。

私は逆に素人なものだから、これを見たときに、これは一体何だと。価格競争が一番大事な競争手段で、それは正当に行使しなければならないと書いた独禁法が自ら、価格競争した者は独禁法違反で取り締まれなどということは何で言えるのか。再販制度とは全然違うではないか。したがって、これはまさに間違いであるというのが私の考え方です。

組織の継続性とかいろいろなことがありますから、今、取引部長も、言っていますが、ずばり言って、仮に販売店が、特殊指定で新聞社の方々が嫌がっている値引きもやりましたと。それは特殊指定に該当するから、あの販売店を独禁法違反で取り締まってくれと言われても、仮にそれを取り締まって、その販売店から「何で私は独禁法違反になるのですか。私のやった値引きは何で公正競争を阻害したのですか」と言われたら、説明できるのか。裁判所に行ったら、勝てるのか。私は極めて疑問に思っています。

したがって、こういうものがあっても使いようがない。ましてや、それを公正取引委員会の名において公権力の発動として告示ということで天下に存在させておくということは、私の個人的な考え方ではありますが、まだ委員会ではそうなると決まったわけではないですが、私は耐えられない。法を執行する立場の人間が、そんなものを自分で定めておいて、それに基づいて訴えられてもどうしようもないというようなことはやるわけにいかないというのが、一番大きな問題です。

新聞でいろいろな識者の方々が発言しておりますけれども、皆さん、完全にマインドコントロールにかかっているのではないかと。戸別配達のためには、特殊指定が必要なんだという議論をうのみにしておられる。新聞協会も新聞協会ですべて責任があると思いますが、何ゆえに特殊指定がなくなったら戸別配達がつぶれるのか。こんなものは、論理的な説明が全然なされていない。

取引部長が言いましたように、これはまずニーズがあって存在するものであり、それに販売戦略上のメリットがあるから続いてきているものであり、日本で非常に定着して 90%以上の戸別配達率が維持されている。これは結構なことです。私

も自分自身が享受していますから、これはいいことです。それはニーズがあって成り立っているはずであり、仮に値引き競争が始まった場合に困るんだと言われても、それは再販制度という天下の法律で認められたものがあるから、そこで民衆で規制するというのは法律が認めた新聞界に対する特権なんです。

その特権だけでは、自分たちが民衆で販売店をコントロールできない。なぜなら、取引停止にしたら穴があいて販売網が崩れるとおっしゃるわけです。仮にそういうことになったら、別な隣の販売店が代わりにやればいいわけですし、ニーズがある限り必ずだれかがやるわけでございます。これがなくなったら、販売網が壊れる、穴があく、山村僻地には配れなくなるというようなことをさんざん言っておられますが、極めて論理的に飛躍があるし、特殊指定とどういう因果関係があるかについて全然説明しておられない。

新聞業界は、だれでも、どこでも同じ値段で売る、これがまずありきだと。そのために必要なものは再販だけでは不十分だと。したがって、日ごろは嫌だとおっしゃっている新聞業界が公権力を使って、法律と正反対のことを振りかざしている。平成 13 年に、私に来る前の話ですが、再販制度の存否を巡って、それまで 10 年戦争と言われた公取委との議論がさんざんあって、結局、廃止について皆さん方国民の世論も支持もなくて、再販制度は、当面存続するということになりました。

私はその路線は維持するつもりでおりますが、そのときに、再販は維持するけれども、もう少し弾力的なことをやってもよろしいでしょうということで、協議会までつくって第三者の有識者をわずらわせてやってきている。そこで言うことは何か。長期購読者に対して割引をしたらどうですか。口座振替をすれば、どの業界でもその分を引きますよ。税金ですら、前払いすれば割り引くんですよ。そういうことをどうしておやりにならないのですか。

新聞界はやりません。それは今の第 1 項に反するからできないんだと、その 1 つの根拠にさえされている。そういうふうになるのであれば、百害あって一利なしではないか。筋も通らなければ、実質的にも新聞界にとっては極めて都合のいい、虫のいいお願いを正々堂々と紙面を使ってやっておられる。

なぜこんなに興奮して言うかということ、ここのところ新聞界がみんな根回しをして、自民党から民主党までみんなこれが大事だと。皆さんが言っておられるのは、戸別配達が必要だということは認めるということです。戸別配達という話と特殊指定という話は因果関係があればまだしも、因果関係もないではないか。法律的に筋が通らないではないか。今、言ったように、これが証拠にまともな割引さえ行われていないではないか。まともな割引、例えば長期購読者割引というものが、公正競争を阻害すると言えるわけがない。そういう思いを持って、私は今言っている。私に言わせれば、識者も全くとんちんかんな議論をしておられる。

私が言ったことについて反論があれば、どうぞ言ってください。

森本会員 議論を詰めるために事実関係をお教えいただきたいと思います。平成 11 年の改正で、発行本体について学校教育教材用と大量一括購読者向けの値引き、合理的な方法は認められたと言われましたけれども、それまではどうであって、それ以降どのような運用をされているのか、事務局あるいは業界関係者の方からお教えいただきたいと思います。

このようなものも、それまでは違法だと判断されていたと思います。その意味で、先ほど竹島委員長が言われた、長期購読者と振込について消費者の利便性に配慮したきめ細かな取扱いも、この規定があるがゆえにできないのか、あるいはこの規定に仮託して根拠付けに使われるのか。そこら辺のところも、少し具体的に教えいただきたいと思います。

舟橋取引部長 背景を少し御説明します。バルクとエデュケーショナルが入ったのは平成 11 年の改正ですけれども、それまでは例外は一切なかったということでございます。法形式からすると、そういったことが行われるのは特殊指定に反する、すなわち第 19 条違反であると。それを実際に摘発するかどうかはまた別の話ですけれども、法律的にはそういうことでございます。

もう 1 つ申し上げたいのは、「ただし書」で大量一括、教材用となっております。新聞協会側の文書がございまして、限定的にこれが理解されている。「ただし書」にはこれ以外にも正当かつ合理的な理由がある場合がありますけれども、大量一括と教材用とそれらのほんのバリエーション的なものが該当するだけであって、長期購読や一括前払い、ほかにもいろいろあると思いますけれども、そういったものは「ただし書」には入っていないという、新聞協会側の解釈がございまして。

森本会員 学校教育はよく分かります。大量一括購読者についてですが、例えば 200 軒、300 軒のマンションがあると思います。100 軒なり 150 軒が同じ新聞を購読し、管理組合で戸別配達しますというような場合には、普通感覚では、配達の手間がないから値引きがあってもいいと思いますが、そういうものは大量一括購読者向けに入らないと理解していいですか。

舟橋取引部長 そのとおりでございます。ホテルなどが中心ということで、森本会員がおっしゃったようなマンションは入らないということが、新聞協会の解釈にはっきり書いてあります。

榎野会員 今の竹島委員長の大演説には驚くばかりですけれども、議論を蒸し返すようで恐縮ですが、もう 1 回確認したい。委員長は、平成 11 年の改正のときには議論はほとんどなかったとおっしゃいましたが、私の記憶では、このときは大変な議論がありました。公取委の方々と新聞協会の人たちが相当な議論をして、学校教育用や大量一括購入については割引を認めましょうという話になって、そのほか

の項目は現状維持になったわけです。

なぜ、そのときは公取委は現状維持でいいというふうに考えたのか。ちゃんと根拠があってやったはずです。今、議論がないとおっしゃるなら、そのときにどうやって、例えば第2項の販売店に対する指定はなぜこのまま維持することにしたのか。それは間違いだったとおっしゃるなら、その責任はどうなるのか、その点をお伺いしたいと思います。

竹島委員長 それはおかしな議論でして、世の中にはいろいろなことで存在しているものはたくさんございます。確かに大いに議論したけれども、それは所詮特殊指定を前提にしての議論が平成11年にもなされたということであり、そもそも論としての私が今言ったような議論がなされた形跡はありません。

それをしなかったのが悪いと言われれば、公正取引委員会も悪いでしょう。けれども、そういうことで結局、議論されずにきただけのことでつらつら見てみたら、問題があるではないかということであれば、それは今までであったのだからもういいと、目をつぶっていけとおっしゃりたいのですか。私は、やはりおかしなものはおかしい。気付いたときに直すのが当たり前のことではないかと思えます。

舟田会員 一般的に法律家の目から見ますと、立法提案者が新しく考えて、法改正あるいは解釈の変更、判例変更というのはあるわけです。現在の立場で考えていいのであって、前のことの責任はどうだという議論はないと思います。私は、今回の特殊指定第1項、第2項については御提案のような理由で賛成します。第3項は若干問題があるかと思えますけれども、今日は触れません。

むしろこの文章は奇異だと思えますのは、5ページの「2. 検討の視点」の(1)の「なお書」です。新聞発行本社自体は不当な価格差を認めないのだからいいではないかというのは、それは言ってもいいですけども、それなら特殊指定は廃止しても、しなくても同じではないかという変な議論になりそうなことで、むしろ私としては、新聞発行本社の営業政策として、どのような価格設定が望ましいか再検討していただきたいという気がいたします。

例えば、平成11年の議論について言及がありましたけれども、その後、どういう変化があったか。私個人の感覚では、コンビニでの販売が増えたような気がします。私自身、時々コンビニで買います。その場合の小売価格は同じですけども、卸価格はどうなっているのか。

私は公表された統計は持っていませんが、多分、平成11年のころから比べると新聞の実売数は減っているのではないかと予想します。公取委の方に、詳しい実態調査をなされたのですかと聞いたら、今回は行っていないとのこと。これから御説明いただく医療機器の調査など、毎回大変勉強させていただき、新聞については平成8~10年ごろの見直しのときに、出版も含めて非常に詳細な実態調査がありました。それは大変勉強になったと思っていますけれども、その後ど

うなったのか。

先ほど、「特殊指定の第3項はちょっと」と申し上げたのは、押し紙は恐らく今も実態としては行われているのであろうと思いますけれども、その辺の実態調査をきちっとしたほうがよろしいのではないか。6ページの戸別配達の関係は、論理的なことは私も公取委の考え方に賛成ですけれども、やはり実態調査を踏まえた議論が望ましいという気がいたします。感想です。

後藤会長 実態調査はやられているのかというお話でしたけれども、その点についてはいかがですか。

舟橋取引部長 実態調査は、舟田先生がおっしゃったように、以前から何度か行っています。今回については、第3項というよりは第1項、第2項が中心で、第1項、第2項がなくなれば第3項は一般指定で対応できるという考え方で対応しておるわけでございます。もう1つは、もし押し紙の問題があれば、それは法適用の話として対応していけばいいかと考えております。

5ページの「2. 検討の視点」の(1)の「なお書」のところをおっしゃられたので、ついでに。先生の御指摘のとおりで、我々の理屈としては、最初のパラグラフで尽きているわけございまして、この「なお書」はまさに、せっかく蛇の絵を描いたのに足を10個ぐらい描いてしまったようなものでございます。

ただ、特殊指定は理屈では廃止すべきだと。けれども、再販という制度はきちんとあると。それで、一律価格はきちんとできるということが現実論としてあるので、指摘させていただいているということでございます。

小倉会員 一般市民の立場から申し上げさせていただきますけれども、過去の経緯がどうであったかはあまり関心のないことだろうと思います。それよりも一般市民の、この10年間ぐらいの生活の大きな変化です。リストラあるいは厳しいことをのんできたわけですが、そういう中であって新聞業界は一生懸命原価引下げの努力をしたか、コスト引下げの努力をしたかというところ、これは理解に苦しむところが僕はあると思います。

例えば、朝4時から5時になりますと、各社の新聞配達員がオートバイで配達をされています。あれを一般国民から見たら、地域ごとにみんな共同で配達したらオートバイは1つで済むじゃないか。あるいは月が変わると、それぞれの会社の方がピンポン鳴らして集金に来られますけれども、振込を大いに進めるとか、共同して集金するとか、そういうことをすればもっとコストは下がるのではないかと思います。

したがって、この議論は国民の実生活から離れたところでされていると私は感じてしょうがない。新聞の皆さん方も真摯に一般市民の立場でもう1度、新聞がより国民に愛されるにはどうしたらいいかということを議論してほしいと思います。

後藤会長 貴重な御意見をありがとうございました。

高橋会員 私は、今回の特殊指定の見直しは妥当であると考えております。著作物再販協議会の委員をしておりますが、再販制度に関しては、再販制度維持の中で弾力的な運用をいかにして、競争促進を図っていくかということ協議しています。価格競争がなかなか起きなくて、消費者利益が阻害されているのではないかというのが、協議会でも業界の方を除きますとかなり有力な意見でございます。小倉会員の御意見は、まさにそのとおりだと思うわけです。

先ほどから出ております長期割引とか、前払い割引とか、あるいは共働きの増やしておりますが、我が家もそうですけれども、同一家庭への複数部数配達には割引してくれたらいいのに、何部とっても割引がない。そういうところの不合理は解消してほしい。学生や若者が新聞離れを起こしているのは、キオスクで買っても非常に高いということがあるのではないかと、そういう議論は再販協議会でもたくさんされております。

だれのための特殊指定なのか、だれのための再販維持制度なのかということが、私は大変に問題だと思っております。国民が新聞に対しての信頼感とニーズがあるのであれば、新聞は生き残っていけると思いますが。しかし協議会の中でも、このままでいくと、新聞離れがどんどん進むのではないかと、これを危惧する声が多すぎます。

いろいろな消費財を見ましても、あるいは私が深くかかわっております金融業界を見ましても、メーカー直販は大きく崩れて、販売チャネルが多様化することによって価格競争が起きて、消費者にもメリットがあるし、メーカーにもメリットがある時代になっていると思います。ところが新聞の場合には、1社専属代理店がほとんどだということで、今のお話のバイクの騒音問題もありますし、そういうことが結局、価格が高くなっていることにつながっていると思います。

思い返せば多摩ニュータウンができたときには、山間僻地ではないですけれども、まだ戸数が少なかったときに、1つの新聞販売店が全紙を扱うことをやって、それが多摩地区では今もまだ続いています。そういうふうが続いているモデルもあるわけですから、合理的に考えて、消費者利益優先で今回の見直しをしていただくことが必要だと思います。

村上会員 まずは、新聞業の特殊指定は議論がかち合っていないところもあるので、正面から議論して、必要があれば舟田会員が言ったように実態調査までやって事実関係を明らかにして、一定の決着はつけてほしいと思います。

あとは一般論の話なのですが、特殊指定や一般指定が時代に合うように絶えず見直していくというのは大変結構なことだと思います。特殊指定や一般指定はもともと法律事項ではなくて、公正取引委員会の告示により指定されているものなので、そういう意味では法律改正する必要もなく、公正取引委員会の決議で一

方的にやろうと思えば変更・廃止することまでできることが予定されている方式なわけです。そういう形で絶えず見直しするというのは、大変結構なことです。

そういう意味では特殊指定だけではなくて一般指定についても、中には全く適用されていない行為類型や、時代や判例法に合致しているのかどうか疑問があるようなものも載せている感じです。そういう意味では、指定方式でなされている特殊指定、一般指定を含めて、是非絶えず積極的な見直しはやっていただきたいというのが一般的な意見です。

平田会員 業界人があまり発言してはいけないと思いますが、先ほど委員長から、特殊指定と戸別配達の因果関係の説明責任を果たしていないという強い御言葉がありましたので、私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。

特殊指定にしても再販制度にしても、発行本社が販売店に対して優越的な地位にあるということを前提にしています。現実には6ページの中ほどにも、「現在における発行本社と販売店の力関係において、販売店が再販契約を無視して割引販売を実施することが常態化するとは思えない」と書いてあります。

実際に特殊指定を廃止あるいは大幅に見直した場合に、販売店が例えば割引をすると。それが非常に限られた地域の、限られた販売店がやる分には、発行本社にとっても問題はないわけですが、全国的に広がるようなことになると、全体として発行本社と販売店総体との力関係が逆転して、必ずしも発行本社が優越的な地位に立たないということになり得ると思います。そうすると、今度は再販制度の維持も難しくなる。したがって、価格競争が常態化して利益が大幅に縮小しますから、戸別配達の維持が難しくなるということとは言えるのではないかと思います。

それに関連して、先ほど小倉会員が言われた新聞社自体も経営努力をしなくてはいけないのではないかとというのは、全くそのとおりで、当社などは、今、鋭意進めているところでございますが、全体として言いますと、そういう問題もあるのではないかと思います。

竹島委員長 今のお話に対してコメントさせていただきます。まず、お互いに議論するときには前提をはっきりさせなくてはいけないのですが、仮にそれが何らかの政策的な事情から必要であるといっても、独占禁止法上できないのではないかとということをおっしゃっているわけですが、一方、新聞社のほうは、一物一価といいますが、1社同一価格で、全国だれでも同じ価格で売らんと。そのためには、再販だけでは不十分だと。だから、特殊指定も必要だとおっしゃっている。これは、全然論点が合っていない。私どもは、平田会員のおっしゃったような経営者としての判断は分かります。それがどういうふうに波及するかしないかということは、理論的にあり得ると思いますが、残念ながら、独占禁止法では再販だけが認められています。あとはみんな、ほかの業種と同じようにやってくださいということで

す。

それが、新聞は特殊だと。だから、公権力を使って正反対のことをやってくれというのは、あったほうが便利だということは当然分かりますが、今の独禁法はそこまでは新聞に特殊な取扱いを認めていないということです。再販だけはいい。だから、再販でおやりになる。再販に限界があれば、それまでなんです。それをどう運営するかは、まさに当事者の器量にかかっている話で、それが十分ではないから、別途公権力で、とにかく一切価格競争は禁止にしてくれというのは、おかしな議論ではないかと申し上げているわけです。

井手会員 新聞の再販制度の議論は、以前、公取委で議論しましたが、そのときもやはり戸別配達と文化の水準を守っていくという議論がありました。規制緩和すると、最悪のケースとして戸別配達が廃止されるという、これは国民にとって非常にデメリットがあります。ここにも書いていますが、戸別配達は新聞各社にとっては事業戦略上も非常に重要なことであり、本当にこれを廃止するかというと、廃止したところはシェアを奪われる。したがって、戸別配達というネットワークを維持するのは、恐らくどの新聞各社もやる戦略だろうと思います。

もしそれが不可能というのであれば、戸別配達についてどのくらいコストがかかるのか、そのコストを外出しすればいいわけです。新聞の代金は幾らであって、配達料金は幾らであると、こういう配達料金の外出しをする。戸別配達を望む人には、その料金を例えば上乘せすることも戦略上は考えられる。コンビニでも料金は同じということですから、自分が1回1回買いに行くときには配達コストはかからないわけですが、やはり同じ料金で売られている。戸別配達している人は長期に購入しているので、その分は割り引いているという意味で、コンビニの料金と同じという考え方もあると思います。

そういう意味では、戸別配達をやめるというのであれば、新聞が国民にとって非常に重要なものであるとすれば、それを配達するビジネスが多分、出てくるはずで。新聞各社がやらないとすれば、それを請け負ってでも配達する事業は多分成立する。そういう意味では、経済学的に見ても戸別配達と特殊指定と再販とを直接結びつけて、これがないと崩壊するというのは、論理的にも構成が難しいという感じがいたします。

古城会員 私は、特殊指定は、是非ほかの指定と同じように廃止すべきだと思います。1つは、委員長もおっしゃいましたが、定価制を契約で守らせてくれというのが再販制の議論ですが、これを法律で強制してくれというのは明らかに行き過ぎだと思います。独禁法の中には自由競争という考え方と能率競争という考え方がありまして、自由競争をやらせないと価格ばかりに比重がかかってサービスが落ちてくる。新聞社のおっしゃっているのは、貴重な戸別配達サービスがなくなるんだから、価格競争は制限しろという議論だと思います。

昭和 30 年のときは、新聞本社が激しく販売競争をしていた時期ですから、新聞社も心配することも多かったと思いますが、今は明らかに新聞本社は激しく販売競争するのを制限している状態ですから、状況が全然違います。先ほど言いましたように販売上の工夫も現在行われていなくて、大事な流通システムと言っていましたけれども、今の流通システムに問題があるのははっきりしていると思います。もう少し柔軟に工夫していただきたいと思います。私は、今の段階では、法律で定価制を強制するのは行き過ぎだから、契約を認めるという段階まで緩和するというのは妥当だと思います。

もう 1 つ、実際上の効果としては、そういう状態の中で変わらないというわけではなくて、新聞は再販制を維持した上で、それぞれ各社が工夫していただきたいと思います。先ほど議論がありましたけれども、大型団地に配るのはいけないと新聞各社が相談して、みんなで手控えるというのは行き過ぎです。私の希望としては、新聞社は再販制の下でも横並びでやらないでいただきたい。それぞれ工夫しておやりになっていただきたいと思いますので、私は是非廃止していただきたいと思っています。

舟橋取引部長 今の古城会員のお話と、ちょっと前になりますけれども、高橋会員の再販問題協議会とクロスしますが、お話しさせていただきたいと思います。

現行は 6 品目で再販が認められている中でも、古城先生がおっしゃったように、工夫の余地、柔軟化、弾力化、そういうことを検討する場ということで再販問題協議会が置かれております。そのことを高橋会員は言及されたわけでございます。平成 13 年 3 月に当面存置の結論を出して以降、今までに 5 回会合が行われておりまして、横並びばかりではなくて工夫の余地はないかということが議論されております。今年も 6 月ぐらいになると思いますけれども、第 6 回会合が予定されておりますので、そういったところも利用して、今おっしゃられたようなことも検討してまいりたい。

村上会員がおっしゃられた、こればかりではないと、いろいろほかにもというのはおっしゃるとおりでございます。所管すべき法令、ガイドラインなどについても、全部が全部一度にできませんので順番は当然出てきますけれども、そこは配慮してまいりたいと思っております。本日頂いた貴重な御意見等々を踏まえて、特殊指定の問題について結論を得るべく努力をしていきたいと考えております。

北村会員 この場は独禁法競争政策の議論の場ですから、そぐわないかもしれませんが、新聞というものの性格、歴史から考えてみたいと思います。16 世紀に新聞がイタリアで始まったわけですが、19 世紀になって新聞が産業化していく、ジャーナリストが新聞記者という特殊な一種の職業になっていく。それまでは文芸家や批評家、政治家等が主張する場であって、新聞を発行する、新聞記事を書くことで生活費を得るということにはなかつた。それが 19 世紀以降、新聞という

ものが産業であり、職業でありという形になるわけです。その時点で、新聞の質がクオリティーとタブロイドという形で分かれていきます。

日本の場合には、知識階級が非常に脆弱なものですから、クオリティーペーパーが育たずに、一方で全部が大衆化するかというところでもなくという、中間的な大新聞という形での新聞社会というものが現在まで築かれてきたのだと思います。つまり、産業化しているということで経営の維持が前提になりますが、一方では、表現の自由、情報の質、評論の質というもの。経営とジャーナリズムの質というものが本当は分かれているようで、経営自体が維持できなければ質も維持できないという、分離しているようで分離していないものを抱えながら新聞発行が行われている。

今日議論されている特殊指定の話も、現状ではインターネットももちろん普及していきましますし、フリーペーパー、フリーマガジンも増えていく。その中で、それらの質の編集機能を持った新聞の質を維持する。質の維持のためには、ある種の経営の維持も必要になってくる。

新聞の経営の維持とはどういうことかというところ、例えば一般の製造業や流通の場合でしたら、イベントがあれば売上げが増えるわけですから利益が出るわけです。新聞の場合には、大事件が起きて編集記者を大量に投入しなければいけないときには、コストが急激に増えるわけです。ところが、売上げは増えません。事件がある、新聞が報じなければいけないことがあればあるほど、コストがかかって利益は減っていく。そういう非常に奇妙な形態の事業であるわけです。それをまた事業として継続していかなければいけないという、変則的な世界の中で行われている。

本当は、こんな事業が事業体として存続すべきだったのかどうかよく分からないのですが、そういう形になってきてしまったので、そういう前提での見方も必要だろうと思います。

榎野会員 2点申し上げたい。ほかの会員の方々から、新聞は経営努力をしていないのではないかとの意見が出ましたが、そうではないということを御理解いただきたいと思っています。先ほど、新聞は価格競争をしていないとおっしゃいました。たまたま新聞の大手3紙と言われるものは価格が偶然にも一致していますが、経済新聞社はそれより価格が高く、1か月2900円程度に値下げした新聞もあり、それなどは急激に部数を伸ばしているということです。新聞業界としては、大変な価格競争をやっているのが現実です。

共同で宅配すればいいではないかということですが、大都市では当然コストに見合いますから各社ごとの配達でペイできますが、地方に出れば既に共同販売は行われています。地方では、『朝日』も『読売』も『毎日』も全部同じ販売店で扱うことが結構あります。

今回起きている議論は、基本的に新聞をどう考えるかということだと思います。新聞も一般の商品である。だから価格競争せよという考え方でしょうが、我々から言わせれば、新聞は普通の商品とはちょっと違うのかなということ。新聞協会の決議にも書いてありますけれども、新聞というのは、国民の知る権利にこたえて、権力を監視して、さらに活字文化の振興を図る役目を担っている商品です。

日本は消費税が皆同じように 5%かかっていますが、ヨーロッパでいえば新聞は民主主義に必要なものであるということで、消費税がかかっていなかったり、安くなっていたり、そういう優遇制度があります。民主主義に必要な新聞であるから優遇しようという考え方から、我が国では再販制度を採用し、さらに特殊指定も設けているわけです。

再販制度については、当面残置すると公取委は言っていますが、これは当面残置するということで、絶対に未来永劫なくさないとは言っていません。我々が危惧するのは、特殊指定がなくなれば、次は当然再販制度にも手をつけてくるだろうということです。その先には何があるのか。新聞の力が弱まって得するのはだれかと考えると、権力を持つ官側だけです。

そういうことにならないように、今、我々は主張しているのです。

森本会員 先ほどは質問させていただきましたが、意見を 2 点か 3 点、申させていただきます。昭和 30 年前半から 50 年の歴史云々とありますけれども、その長い歴史の中で、独禁法の理念というか、思想あるいは日本の法思想が変わってきたと思います。消費者をどのようにとらえるかと申しますと、以前は消費者は弱い方で、国家が保護しなければいけないというのが中心だったと思います。ところがこの 10 年の間、消費者は賢い消費者でなければいけない、自己責任を持たなければいけない、そのために十分な情報を提供しましょう、こういう方向になったと思います。

昭和 30 年代には、何か景品があれば 表現は悪いかも知れませんが、食らいつくということでのいろいろな規制がありましたけれども、最近の消費者は賢くなった。小倉会員がおっしゃったように、非常に厳しい経済状況の下で、コストに対する感覚が鋭敏になった。このような状況で、現場の消費者は読者、国民ということになるとと思いますが、何か新聞の流通システムに違和感を持つようになったという面もあるのではないかと思います。

国民ないし消費者が賢くなり、これは新聞業界だけではなくて、かつては金融についても独禁法の考え方はほとんど関心がなかった時期もありましたけれども、厳しい見方がされるようになってきた。そういう中で、新聞も公正かつ自由な競争、ないしは公正取引の観点から見直しを図ることが、平成 11 年、13 年にもあるべきだったかもしれませんが、この 4~5 年いよいよ高まってきたとい

うことだと思えます。

そのような観点から、私も、特殊指定というのは、販売店という営利企業の合理的なコスト計算に基づいて少し値引こうかと思った場合でも、公権力によって禁止されるわけです。再販制度の下で私的なルールでやる場合には、細かなネゴができるわけです。しかし、公権力による場合には、硬直的なルール設定しかできない。それについてはやはり問題であり、合理的な考え方に基づいて値引きをしたら法令違反になるというのはおかしなことではないかと思えます。私も基本的に、これは早急に見直すことがよかろうと思えます。

再販制度が維持されているというのはそれなりの合理性があるのですが、その点についても検討する必要がないわけではないと思えますけれども、再販制度で今おっしゃったようなことが本当にできないのなら、それはまた別途の制度でお考えになったらいい。独禁法の値引きが不公正取引になるというルールのもとで、新聞の知る権利だ、憲法上の利益だというのではなくて、そういうものであるならばそういうものとして、国家の法体系の中で別途お考えになるべきです。そのときには、改めて新聞業界が立証責任を果たされ、国会なり国民に訴えられるべきではないかと思えます。

野口取引企画課長 補足的なことを申し上げたいと思えます。今現在でも大学の生協などを通じたりしますと、新聞が月に300円程度安く買えます。新聞販売店によっては、学生向けに少し値引いているということが現実結構あります。特殊指定の言葉からいいますと値引きしてはいけないということですから、これはいけないことになります。

しかし、新聞のことを考えても、これからは若い人が新聞を読まなければいけない、今、新聞離れがどんどん進んでいるということが言われています。販売店が、とらないよりとってもらいたい、むしろ進んで読めと、新聞は若いうちに読まなければだめだということで学生向けに安く買ってもらうことは、新聞業界にとっても重要なことではないかと思えます。

値引きしたときに、それは独禁法違反だとはとても言えません。「何がいけないのか。何で学生さん向けに安く売ってはいけないのか。」と言われて、我々としてはとてもこれは説明ができないということです。新聞の文化の意義はもっともだと思えます。新聞社は、これからも強い経営を持って、言うべきことを言っていかなければいけないのもっともだと思えますが、今言ったような独禁法の考え方の中で、値引きはいかんとは我々としてはとても言えない。では、何で言ってきたんだと言われるとつらいですが、これからはそういうことはやめたいということでございます。

平田会員 これは新聞協会のステートメントにも書いていない私の個人的な考えです。メディアは、いま非常な激動期にありまして、新聞のライバルがどんどん増えて

います。フリーペーパーもそうですが、非常に強いのはインターネット、テレビの多チャンネル化です。恐らく今から 10 年以内にはメディアがどこかへ落ちてく、変わっていくだろうと思います。どこへどう変わって、それがまともな形のジャーナリズムになるのかどうかは今は見えない状態です。

例えばネットは非常に有力な媒体ですが、今は課金がなかなかできない状態で、アメリカでも『ウォールストリート・ジャーナル』ぐらいしかやっていない、広告収入もそれほど入ってきているわけではない。しかし、読むほうからいえば、ネットのほうがリアルタイムに入ってきますから非常に便利だし、コストも安く上がるはずですから、ネットがジャーナリズムの主流になるということは大いにあり得る。しかし、本当にそうなるかどうかというのはまだ見えていない。

まだ見えていない状態で、紙の媒体の経営基盤を揺るがすようなことにしてしまいますと、質がどっと低下するわけです。非常に興味本位の記事があふれかえるとか、先ほど榎野会員が言いましたが、権力に対して批判できなくなる、あるいは海外で起こっている日本にとって重要なこと、しかし一般には関心の薄いことは載らなくなる、そういうことがどっと起きてくる可能性がある。したがって私が言いたいのは、メディアの大変動が起きて、どこに落ちてくか分からない時点で、こういう大変革をなさるのは、国民全体にとってもプラスではないのではないかということです。

佐野会員 私も消費者の立場としては、新聞の特殊指定の維持は反対です。今、新聞社の方々がおっしゃっていた、質の維持のためには経営の維持が必要だというのは、どこの業界にも言えることであって、なぜ新聞だけがという気持ちが非常にあります。それからネットだというお話もありますが、そこでなぜ新聞とネットが競争できないのか。なぜ価格にくっついてしまうのか。質と価格は別問題ではないかと私は思っています。

値引きの話ですが、一般的によく言われるように石けんやいろいろなものを持っていらっしゃいます。何十年も同じ新聞をとっていらっしゃる方には何もくれないで、3 か月ごとに更新をする人には必ず石けんやタオルなどいろいろなものをくださる。そのお金はどこから出てくるのか。不必要なものをもらうより、それはきちっと値引きしていただいたほうがありがたい。

値引きをしてはいけないと言いながら、私の知っている限りでも、1 年間のうち 1 か月はただという方もいらっしゃいますし、実質的に毎月たった 800 円しか払っていない方もいらっしゃいます。それで、この新聞特殊指定を維持するとおっしゃっている新聞社の方は、ちょっと違うんじゃないかと。現実には、もっともっと先を行っているというふうに思います。

現在、再販制度があるわけで、再販制度にもいろいろ問題があって、消費者としてはあまり賛成はしていない、どちらかというと反対をしていますが、今のと

ころはそこできちんと価格を維持しているのであれば、ほかの部分で二重に特殊指定は必要ないと思う。私たちから見ると、新聞社だけ何となく制度の上にあぐらをかいているのではないかと、もう少し新聞社間で競争ができるのではないかと常に思っています。

権力という話もありますが、それはそれでまた別の形で、新聞社の中で競争していただきたいと思っています。私たちから見ると、記者発表があったり、どこの新聞を見ても同じような記事があるのではないかという気がする部分もあります。決して私は新聞が嫌いではなく、毎朝きちんと読んでおりますけれども、もう少しそういう部分でも競争をしていただきたい。価格を維持することによって質や経営が維持というのはちょっと違うのではないかと思います。ということで、新聞の特殊指定について、私は反対したいと思います。

フクシマ会員 私も新聞は大好きですが、特殊指定見直しには賛成しています。なぜかと申しますと、グローバル化の中で日本の新聞業界も競争力を強化する必要があるのではないかと思うからです。まさにインターネットやほかの媒体、あるいは海外からのマスコミの参入を考えても、より自由に競争して、最も競争力がある面を発揮できる自由な環境をつくることが重要だと思います。やはり、読者、消費者のことをもっと考慮する必要性もあると思います。

日本社会における新聞の持つ役割の特殊性はもちろん認めます。しかしながら、公正取引委員会に対して1つお願いがあります。それはアメリカとドイツの例のみ挙げられましたが、イギリス、フランス、カナダ、イタリアなどほかの先進工業国における新聞の在り方も、(特殊指定があるところは多分ないと思いますけれども、)検討していただきたいと思います。

後藤会長 まだいろいろと御意見はおありかもしれませんが、基本的な論点は出尽くしたと思いますので、この議題はこれで終わりにしたいと思います。新聞業界の方以外の産業界あるいは消費者団体の方は皆さん、今回の特殊指定の廃止に賛成という御意見だったと思います。これは懇話会でして、何かを決めるところではありませんので、今頂いたいろいろな御意見を参考にして今後の見直しの検討を進めていただければと思います。

それでは、あと2つ議題がありますので、2番目の議題へ進ませていただきます。次は、流通実態に関する調査報告書を2つ御説明いただくことになっております。平成17年12月27日公表の「医療機器の流通実態に関する調査報告書」、平成18年3月1日公表の「荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書」、この2つです。

まず最初に、「医療機器の流通実態に関する調査報告書」を片桐取引部取引調査室長から御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

片桐取引調査室長 それでは、私の方から、資料は独禁懇173-2「医療機器の流通実態に

関する調査報告書」につきまして、御説明申し上げたいと思います。

資料の1ページ目、「第1 調査の目的及び調査方法」とございます。医療機器につきましては、前から内外価格差があるのではないかと指摘がございました。その背景に、流通取引慣行で競争制限的な行為が行われているという指摘がなされております。公正取引委員会で、以前、平成9年にこの分野で調査を行いまして、競争政策上の考え方を示してございます。その後、医療制度改革等々いろいろ動きがございまして、この分野は取引流通慣行がどうなっているのかということと、今回、調査したものでございます。

対象を絞りまして、平成9年の調査で対象としたペースメーカー、P T C Aカテーテル、M R I、それに加えて今回は企業差が大きいと指摘がある腹腔鏡について、内外価格差と取引の実態を調査したものでございます。

調査の内容は、ページをめくっていただきまして2ページでございます。市場規模は、医療機器全体で2兆円は超えるということでございます。調査対象品目を合計しますと1000億円強ということで、大きな業界であろうということでございます。

流通経路は、そこに書いてあるとおり、卸売業者を通じてメーカーから医療機関に販売されるということでございます。一部、M R Iなどについては、直接、医療機関に販売されている割合が高いということでございます。特徴的なのは、ペースメーカー、P T C Aカテーテルについては、輸入製品の割合が高いということでございます。

次に3ページ、内外価格差の実態でございます。結論から申しますと、ペースメーカーの国内価格は海外価格の1.6倍、P T C Aカテーテルについては約2倍ということで、いずれも平成9年当時と比べると縮小傾向はありますが、依然として大きな内外価格差が認められているということでございます。M R Iと腹腔鏡については、内外価格差が認められていないということです。M R Iについては、むしろ平成9年当時の大きな内外価格差が解消しているという状況にございます。

さて、内外価格差の要因でございます。主にペースメーカー、カテーテルについてでございますが、1つは費用面、それから流通における取引の競争の状況、こういった2つの大きな側面が考えられます。最初の費用面でございますけれども、米国などと比べて、医療機関の専門家が少ないといったことがございます。流通に関する費用がかかり、手術の立会いのとき、在庫管理といろいろなコストがかかるということがございます。薬事承認期間が長いということでその分の費用がかかるといったこと、並行輸入が行われていないという、費用面での要因がございます。

取引における競争の状況については、4ページをおめぐりいただきます。これも2つあります。1つは、4ページに書いてございますが、医療機関側の購入政

策の問題、もう1つは、販売側のメーカーや卸売業者の行為がございませう。

医療機関につきましては、取引先固定化傾向がございませう。主に医師の使い勝手等々で、特定のメーカーないし製品に固定化する傾向があるということございませう。これについては、もっと購入先を増やす、競争を行えるようにしてはどうかという提言を行っているところございませう。

次に5ページに参りまして、販売側の要因でございませう。メーカーが、卸売業者に対して販売先を指示しているということ、競争が行われていないということ、販売先、販売価格に関する報告をさせているということ、それぞれ独占禁止法上の問題になるという指摘を行っているところございませう。

最後に6ページでございませう。メーカーが卸売業者への卸売価格を仕切ることによって、販売先の開拓がしにくい状況があるということ、これについても独占禁止法上の問題を指摘しているところございませう。

一番最後に、これは規制の関係でございませうが、薬事申請にかかる期間が長いということ、短縮化を図ることが望ましいという提言をしているところございませう。

非常に簡単でございませうけれども、私の方からの説明は以上でございませう。

後藤会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、何か御質問はありでしょうか。

古城会員 教えていただきたいのですが、価格差の残っているものと、価格差がなくなったものの違いはどのように発見されていますか。

片桐取引調査室長 MRIについては、平成9年当時は価格差がありました。それについてはそのときの調査で、入札の仕方で、仕様書で特定の機種が特定されないような仕方にしてくれという提言をしまして、各医療機関は結構取り組んでおります。そういったことで競争が進んで、内外価格差が縮小しているというようにも考えられます。

三村会員 今回の報告は、大変詳しくよくできていらっしやると思われます。内外価格差の要因の中で、流通に要する費用やその後のアフターコストみたいなもの、つまり購入後、医療機関側がメーカーや販売元に依存しているコストが相当にこの中に含まれていて、それが、例えば医師の使い勝手以上のものに埋没させているという感じがします。そのあたりを取引上透明化するとか、あるいはそのあたりをもう少し精査しないと、価格差がなぜそうなるのかということについて明確な説明がしにくいのではないかと思います。そのあたりは、調査した結果でいかがでしょうか。

片桐取引調査室長 御指摘のフォローアップ、立ち会いに関する必要や在庫委託が必要だということ、コストがかかるということ、ただ、これは海外でも事情は同じでございませう。米国などと比べると医療機関の分布の仕方が違うという

ことで、コストの違いになってくるということでございます。

要するに、使い勝手や特殊な要因があるということはそうですが、もっと競争が働く余地、医療機関で機種を選択するときに、入札の仕方等々で工夫する余地があるのではないかという提言を行ってございます。

村上会員 医療機器は、昔から内外価格差の代表的な品目だったと思います。私は 8~9 年ぐらい前に、内閣府の O T O の委員会や、J E T R O でも対日アクセス実態調査で内外価格差についてはかなり調査しているので、諮問委員その他として関与したことがあります。そのときに、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツあたりの流通慣行や医療保険制度を全部比較検討した資料ができています。

それをもう 1 回読み返してみましたが、7~8 年前当時は内外価格差の場合に、ペースメーカーが約 2.5 倍、カテーテルが約 4 倍ありました。欧州のイギリス、フランス、ドイツではもっと低い価格であった。それに比べると今回の 2 倍という数字は、随分改善された数字になっているので、認識はそれでよろしいかということです。その改善された理由が特にあるのかないのか、まずこれを第 1 点お聞きしたいと思います。

昔、内外価格差の実態調査をやったときに、原因としては大きく 2 つぐらいが挙げられていました。1 つは、日本では出入りの代理店、ディーラーは、病院や医者との関係が他国では見られないような密接な取引関係を築いていた。技術サービスという形で、ディーラーが定期点検の人まで提供したり、代替品を持参しながら手術に立ち会っている。それから代理店、ディーラーが病院に代わって在庫管理をしたり、経理事務なども担当したりしている。そういう意味で、病院とディーラー、代理店間の関係は、他国に見られないほど日本では密接な関係が築かれているというのが第 1 点です。

外国メーカーが、日本向けの出荷価格をほかの国よりもやや高めに設定している疑いがあるのではないかというのが、第 2 点目の理由で挙げられました。今回の調査では、その辺の認識が多少変わっているのか、やはりその辺は同じなのか。いろいろ原因は書いてありますけれども、その辺のとらえ方が今はどうなっているのかというのが、2 つ目の質問です。

3 つ目は、最後になります。過去の実態調査では、日本の商慣行が内外価格差の原因になるということで調査しましたが、その結果では、いずれも独占禁止法違反で問題にするのはなかなか難しいという認識がありましたが、今回の調査報告書を見ると、独占禁止法でも問題にし得るというニュアンスも感じられるような書き回しになっています。違反になるなら積極的に取り締まってもらえばいいわけですが、その辺の認識は、そういう形で受け取ってよろしいのかどうか。その 3 点をお伺いしたいと思います。

後藤会長 3 点の御質問に対して、今答えられるものがあれば。

片桐取引調査室長 内外価格差を比べてどうかということですが、縮小傾向にあるということでございます。その要因としては、償還価格ということで薬価のような制度があるわけですが、内外価格差が一定あると、償還価格を切り下げることがあります。そういったことがきいているのだと思いますが、それにしては依然として大きな内外価格差があるということでございます。

2つ目の、ディーラーと密接な関係があることと、外国メーカーの出荷価格でございますけれども、密接な関係にあるということは、そういう認識でございます。メーカーの価格政策については直接調べていませんけれども、内外価格差があるものについては輸入製品の割合が高いという状況は報告しております。

最後の、独占禁止法違反行為とし得るかどうかということでございますけれども、今回の調査は独禁法違反を見つけるための調査ではございませんが、最後の提言のところで、独占禁止法で問題となる不公正な取引方法になるおそれがあるということで指摘してございます。もちろん具体的な事例があれば、厳正に対処するという内容のものであると考えております。

後藤会長 それでは、もう1つの報告書へ移りたいと思います。2番目は、荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書です。粕淵取引部企業取引課長から、御説明いただきたいと思います。時間が押してきていますので、少し速めに御説明いただければと思います。

粕淵企業取引課長 企業取引課長の粕淵でございます。御手元に、白表紙の薄い冊子で「荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書」が配付されているかと思えます。それに基づいて御説明させていただきます。特殊指定の1つである物流特殊指定が平成16年3月に指定されましたが、その指定後の取引の状況を見ようということで調査したものでございます。

まず、報告書の一番裏を御覧いただきますと、42ページに「物流特殊指定の概要図」がついております。物流特殊指定とはどういうものかといいますと、荷主と物流事業者という2つの事業者のタイプが適用対象になります。トラック運送会社、内航海運業者、あるいは倉庫業者というような方が物流事業者になり、その物流事業者にサービスを委託する、物品の運送や保管を委託するのが荷主になります。具体的には、ここに書いてありますとおり、単純に資本金の区分によって、特殊指定の対象になるかどうか判断されることになっております。基本的には、下請法と同じような形になっております。

物流特殊指定の対象になりますと、その下に禁止行為類型が並んでおりますけれども、例えば支払遅延や買ったたき等といったような禁止行為が定められております。これに当たりますと、物流特殊指定違反になるという構図になっております。禁止行為類型も、ほぼ下請法と同じような形になっております。物流事業者間の取引が下請法の対象になるわけですが、もう少し川上になって荷主が物流

事業者に委託するとき、この部分が物流特殊指定の対象になるということになっています。

報告書の概要でございますけれども、2 ページ目の下にグラフがございます。これは、荷主と物流事業者の取引の実態を見ているものでございます。荷主の物流事業者数はどれぐらいを見ますと、運送業者と倉庫業者に分かれておりますけれども、荷主から見た場合の物流事業者の数は非常に少ない。荷主が取引をしている運送業者は、5 社以下が約半分を占めている。倉庫業者でいえば 75% が 5 社以下というように、平均でございますけれども、荷主が取引をしている物流事業者は少ない数になっていることが出ております。

3 ページ目は、取引の年数はどれぐらいかということです。調べてみますと、下側のグラフ、図 4 では、物流事業者が取引をしている事業者との取引年数を見ますと、上位 5 社で見た場合で約 68% が 10 年超の取引がある。1 位、つまり物流事業者から見た主力取引先との取引年数は、10 年超が約 8 割です。非常に長期的な取引になっていることが、ここであがられます。

4 ページ目は、物流事業者から見たときの取引依存度がどれぐらいあるかを見ています。主力の取引先、1 位のところを見ますと、50% 超の取引依存度があると答えている物流事業者が 39.7% (約 4 割) というように、取引依存度も非常に高くなっているという状況でございます。

このように、物流事業者と荷主との取引を見てみますと、非常に長期、さらに固定的な取引になっている。しかも、主力の取引先に対する取引依存度が非常に高いという状況になっております。そういう意味で、荷主が物流事業者に対して優越的な地位に立ちやすいという状況があがられるわけでございます。

5 ページ目は行為類型別の状況ということで、特殊指定で禁止されている行為類型別に聞いています。グラフに書いているのは概括表でございます。行為類型別に見てみますと、多いのが代金の引下げ要請、あるいは物品の購入要請、こういうようなものが比較的多く出ております。

このような 2 つの行為類型についてももう少し調べてみますと、5 ページの一番下にあります代金引下げ要請は、いわゆる買ったたきにつながる行為になります。それにつきましてもう少し詳しく聞いているのが、6 ページ目のグラフでございます。代金引下げ要請があったと答えた人は、約 3 割でした。その 3 割の方に、引下げの承諾の有無を聞いてみましたところ、左の格子状に書いている 34% の人が要請どおりに承諾したという回答になっております。要請どおりに承諾した方はちゃんと協議ができていたのかというのが、すぐ下のグラフでございます。荷主との協議につきましては、左の 2 つ、約 76% が、「協議の機会が与えられない」あるいは「十分ではなかった」と答えています。

このように、代金の引下げ要請をすること自体は、あくまで価格交渉ですので

物流特殊指定上問題になるわけではありませんが、協議を十分行うことなく、このような引下げ要請をやっていくことになるのと、買ったたきの問題が出やすいということもあるので、その辺を注意する必要があるということでございます。

もう1つ多かったパターンは、物品の購入要請等でございます。購入要請が「よくあった」、「時々あった」は1割強でございます。具体的な品目でいいますと、例えば軽油、タイヤ、あるいは中元商品・歳暮商品、こういうようなものを実際に購入したというケースが多くなっています。

要請があったときに買ったかどうかについて、7ページの一番上のグラフで書いております。それを見ますと、黒い部分ですが「必要はなかったが、やむを得ず購入・利用した」が、これはまさに強制購入に該当してくるわけですけれども、5割弱あったということです。要請をすること自体が、直ちに特殊指定上問題になるわけではないですが、単に任意に依頼をしていたと思っても、物流事業者から見れば購入を強制されていると感じる場合がありますので、その点についても注意する必要があるということでございます。

その他の行為類型につきましては、要請自体はそれほど数が多いわけではありませんが、それなりの問題点は出ております。今後、注意していく必要があるかと思っております。

7ページの下から8ページになりますが、物流事業者に対して書面調査を行いました。その中には、具体的な荷主名も書いて問題点を指摘しているものもありました。その中から特に必要であると思われるものにつきましては、8ページに書いているような形で、私どもが荷主に対して是正を要請した事例が挙がっております。

最後になりますが、8ページの下から9ページでございますが、公正取引委員会の対応ということです。私ども、16年3月に特殊指定をつくりまして、その後周知をやってきました。御承知のとおり原油価格の高騰もありまして、物流業界も非常に厳しい状況にあるということもあって、再度、昨年12月に、物流特殊指定について周知徹底を荷主団体を通して図ったところでございます。

今回の調査の結果につきましてもやはり問題が見られましたので、改めて荷主団体に対して、物流特殊指定の周知徹底を図るように文書で要請したところでございます。この点につきましては、私ども、今後もいろいろな調査の中でフォローをしていきたいと思っております。簡単ですが、以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。今の御説明に関しまして、御質問、御意見を願います。

大戸会員 簡単にお答えいただければ結構です。大変大規模な調査で、特殊指定がどういった場合に該当するかが分かったような気がいたします。

物流というのは、大変広い範囲の業種がかかわってきます。8~9ページに、昨

年 12 月に関係事業団体に対して周知徹底したということ、これから先も事業団体に対して周知徹底を呼びかけていく、指導していくということですが、関係団体、荷主団体というのは、どの程度の範囲を考えられて、どの程度の団体に対してやっていかれるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

粕淵企業取引課長 御指摘の点につきましては、荷主団体固有のものはないので、いわゆるメーカーの団体等を中心にして、約 100 団体に対して要請をしてきましたし、今回も要請を文書でしたということでございます。

小倉会員 荷主と事業者の間の無理な取引の結果、運転手にしわ寄せが行き、それが高速道路で第三者を巻き込んだ大事故を起こすということが頻繁に起こっています。したがって、荷主と事業者の公正な取引にはもっと目を光らせて、厳しく取り締まっていただきたいとつくづく思います。

後藤会長 ほかに御意見、御質問はありませんか。よろしゅうございますか。

それでは、この議題はこれまでということにします。最後にもう 1 つ、議題が残っております。入札談合等関与行為防止法の見直し状況についてということであります。与党が議員立法で 2 月下旬に改正法の法案を提出してありました入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）の見直し状況について、大西経済取引局総務課長から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

大西総務課長 それでは、お手元に独禁懇 173 - 3 という 4 枚紙の資料をお配りしているかと思えます。その資料に基づいて簡単に、今現在、入札談合等関与行為防止法の改正法案が与党、野党それぞれ出ておりますので、その内容について御紹介を行いたいと思っております。

与党の改正法案が提出されました契機と申しますのは、昨年 12 月に総理から御指示がございました。1 点は、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）の見直し、もう 1 点は公共調達について全般的な見直しでございます。一番最後についております「公共調達の適正化に向けた取り組みについて（概要）」の取りまとめを、政府において行うように指示がございました。

官製談合防止法は、平成 14 年に議員立法として成立しております。したがって、与党の方に、この法律について見直しを行うように指示が下りたということでございます。それを受けまして与党でまとめられたものが、一番最初でございます「ポイント」という紙でございます。したがって、あくまで与党でまとめられたものはこういうものだという御紹介でございます。

同時に民主党におきまして、先の特別国会の時から官製談合防止法の見直しについて法案を提出されております。今国会におきまして、民主党は法案を提出されております。その内容のポイントとなることを、2 枚目の紙に記載させていただいております。

3 枚目の紙は、現行の入札談合等関与行為防止法の内容についてごく簡単にフ

ローチャート化したものを付けさせていただいております。

1 枚目に戻りまして、どういう内容かということでございますが、与党案の内容の第1番目のポイントは、公務員に相当する発注機関職員に対して新たに刑罰規定を創設しております。既に刑法に、偽計入札妨害罪等あるいは談合罪という刑罰規定が存在していますが、この規定とは別に、5年以下の懲役または250万円以下の罰金という規定を新たに設けることとしております。

これは、先ほど申し上げました刑法上の刑罰規定が懲役では2年となっておりますので、それが5年という形で重くなっております。また、独禁法にあります不当な取引制限の罪も3年でございますので、これと比べましても5年という重い懲役が科されるというものを設けるというのが、1番目のポイントでございます。

2点目でございますが、入札談合等関与行為の範囲の拡大ということです。今現在、きっちりした形で法律に3種類の関与行為が記載されております。これに、もう1つ新たな類型を追加しようというものでございます。中身といたしましては、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、またはその他の方法により、入札談合等を幫助する行為を追加することとしております。

3点目は、特定法人の範囲の拡大でございます。特定法人と申しますのは、国、地方公共団体だけではなくて、国、地方公共団体とほぼ同じように考えることができる団体、法人を官製談合防止法の対象にいたしております。これは、現在、2分の1以上出資しているという規定でございますが、新たにこれに加えて、議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務づけられている株式会社を追加することとしております。具体的には、道路公団が民営化されました高速道路株式会社がこれに入ってくることが念頭に置かれております。

4点目といたしまして、損害賠償及び職員の懲戒事由に係る調査結果の公表ということで、現在、公取委が入札談合等関与行為と認めますと、関与行為について改善処置を講ずるように要請するわけでございます。それについては、その内容を公表することとされておりますが、損害賠償や職員の懲戒事由に係る調査結果については公表義務がございません。これを新たに法律に書こうというものでございます。

5点目は、これらの改正に伴い、特に刑罰規定が設けられることに伴って法律の題名や趣旨規定を改正しようというものでございます。

2ページ目を見ていただきますと、民主党から出されている法案でございます。民主党案のポイントの1点目は、同じように刑罰規定を設けようというものでございますが、官製談合防止法ではなく、刑法にそのような規定を設けるというものでございます。懲役刑については、5年ではなくて、の2を見ていただきま

すと3年以下の懲役と書かれております。

の官製談合防止法等の一部改正につきましては、2点目は、特定法人の範囲の拡大ということで、議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社を追加するというのは、与党案と同じでございます。しかし、与党案の方は、政令の定めるものを除くということで、持ち株会社であるNTTや日本郵政株式会社などは除くということを念頭に置いておりますので、具体的な範囲は少し異なっております。

3点目は、職員に対する損害賠償責任の厳格化ということです。与党案にはございませんが、損害賠償責任について現在は重過失になっているものを、過失に改めるといったものがございます。

4点目の公正取引委員会への裁判所の求意見制度、あるいは5点目の公正取引委員会の会計検査院との連携の強化が、新たに付け加わっております。

今飛ばしましたけれども、官製談合防止法等の一部改正の2点目、入札談合等関与行為の範囲の拡大の中に、職員が、入札談合等が行われる明白なおそれがあることを知りながら処置を講じないこと、いわゆる不作為行為も含める範囲としております。この点が、与党案とは異なっております。

もう一度まとめますと、刑罰を設けるというところは同じでございますが、刑法の一部改正を考えているという点が与党案とは異なる。2点目といたしましては、入札談合等関与行為の範囲の拡大は同じでございますが、内容が不作為という点が異なる。その他異なる点はございますけれども、その2点が大きな異なる点ということでございます。

もう1点、最後に4ページを見ていただきたいと思っております。今申し上げましたのは、それぞれ与野党で御検討された法案の内容でございますが、4ページは、内閣官房が中心となりまして各省が集まり、「公共調達の適正化に向けた取り組み」ということで現在の入札制度についての改善をまとめております。

その中身でございますが、まず1点目の公共工事等の入札契約の改善を見ていただきますと、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を柱にいたしております。予定価格については、2億円以上の工事を対象にいたしますとしており、金額ベースで3分の2が一般競争方式に移行することとしております。また、総合評価についても、金額ベースで50%超を参考に目標値を設定していくこととしております。さらに、一般競争方式等の入札契約手続の改善ということで公表方法の透明性の向上、入札契約過程の監視の強化ということで監視委員会の活用、ペナルティの強化、電子入札の一層の活用、「談合情報対応マニュアル」の策定の拡大ということで、契約手続そのものについても改善を行っていくという内容になっております。

もう1点は、随意契約の適正化ということです。今回、防衛施設庁の事件等が

背景にございますが、随契について関係する公益法人等に正当な理由なく丸投げをしているのではないか、そういうものについて問題がないかどうかという観点から点検を行おうということが、2 つ目の随意契約の適正化についての大きな柱になっております。

以上、簡単でございますけれども、今回の与党・野党それぞれでまとめられました法案の概要等について御紹介させていただきました。

後藤会長 どうもありがとうございます。与党案及び民主党案について御紹介いただきましたけれども、何か御質問はありますか。

村上会員 与党の法案によりますと、新たに規定された関与行為と刑事罰ともに、主語が発注機関職員となっていて、「職務に反して」という要件が設けられている。そうすると、構成要件的にはかなり限定される気もしてくるわけです。例えば地方公共団体の発注工事では、市長、財務局長、契約部長、担当課長というラインで動くわけですが、そういう者は全部対象職員に該当し、それ以外の者は外れるという解釈でよろしいでしょうか。

大西総務課長 法案の解釈について私どもが答える立場にはないですけれども、議論の過程で出た「職務に反して」という意味に関していえば、入札事務に従事している人、あるいはそれを監督している者が含まれるのであって、全くその入札事務と関係のない者がたまたま幫助行為を行ったとしても、それは対象にならない、ここでの関与行為には入ってこないことが念頭に置かれているということだろうと思います。まだこれから国会で議論されることでございますので、その辺の解釈等については確定的なことは申し上げられませんが、そういうことが念頭に置かれているのではないかと思います。

後藤会長 ほかに何か御質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、ちょうど時間になりましたので、本日はこの辺で終了させていただきますと思います。最後に、竹島委員長から御発言をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

竹島委員長 私が今日聞いていただきたいことは先ほど申し上げましたので、何もございません。また、これからもよろしくお願いいいたします。

後藤会長 どうもありがとうございます。それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。なお、次回の会合日程等につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げることとしております。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

(了)